

令和5年度 第3回  
富士市都市計画審議会 議案書

日時 令和6年3月27日(水) 午後2時  
会場 富士市庁舎10階 全員協議会室

## 審第1号

岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について（富士市決定）

審第1号

岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次のように本会に付議する。

令和6年3月27日提出  
富士市都市計画審議会  
会長 大山 勲

## 岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更

（富士市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中、1号富士市ごみ焼却場を廃止する。

## 理 由

富士市ごみ焼却場は、新たに建設した富士市新環境クリーンセンターの供用開始に伴い、稼働を停止しており、今後も再稼働が見込まれないことから、本案のとおり廃止する。

## 変 更 理 由

富士市ごみ焼却場は、昭和 41 年に富士市、吉原市、鷹岡町が合併したことを受け、環境衛生の向上を図るとともに、廃棄物の輸送及び施設運営の効率性を高める観点から広域処理を行うため、昭和 54 年に都市計画を決定し、一部の変更を経て現在に至っている。

この間、適切な補修や改良等による施設の維持管理を行ってきたが、ごみ分別品目の増加による保管、選別施設の不足、さらに施設の老朽化が顕在化してきたため、富士市ごみ焼却場の更新は極めて緊急性の高い課題であった。

このような中、一般廃棄物を適正に処理するとともに、資源の循環的利用を推進し、良好な都市環境を確保することを目的に、新たに建設した富士市新環境クリーンセンターが令和 2 年に供用を開始した。

これに伴い、富士市ごみ焼却場は稼働を停止しており、今後も再稼働が見込まれないことから、本案のとおり廃止する。

## 変更概要

岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

変更後	名称		位置	面積	備考
	番号	ごみ焼却場名			
	廃止				
	2	富士市 新環境クリーンセンター	富士市 大淵字糺窪	約 75,000 m <sup>2</sup>	
変更前	名称		位置	面積	備考
	番号	ごみ焼却場名			
	1	富士市ごみ焼却場	富士市大字大淵 字八ヶ久保	約 18,500 m <sup>2</sup>	処理能力 300t/日
	2	富士市 新環境クリーンセンター	富士市 大淵字糺窪	約 75,000 m <sup>2</sup>	

岳南広域都市計画ごみ焼却場  
 (一般廃棄物処理施設)の変更(廃止)  
 1号富士市ごみ焼却場

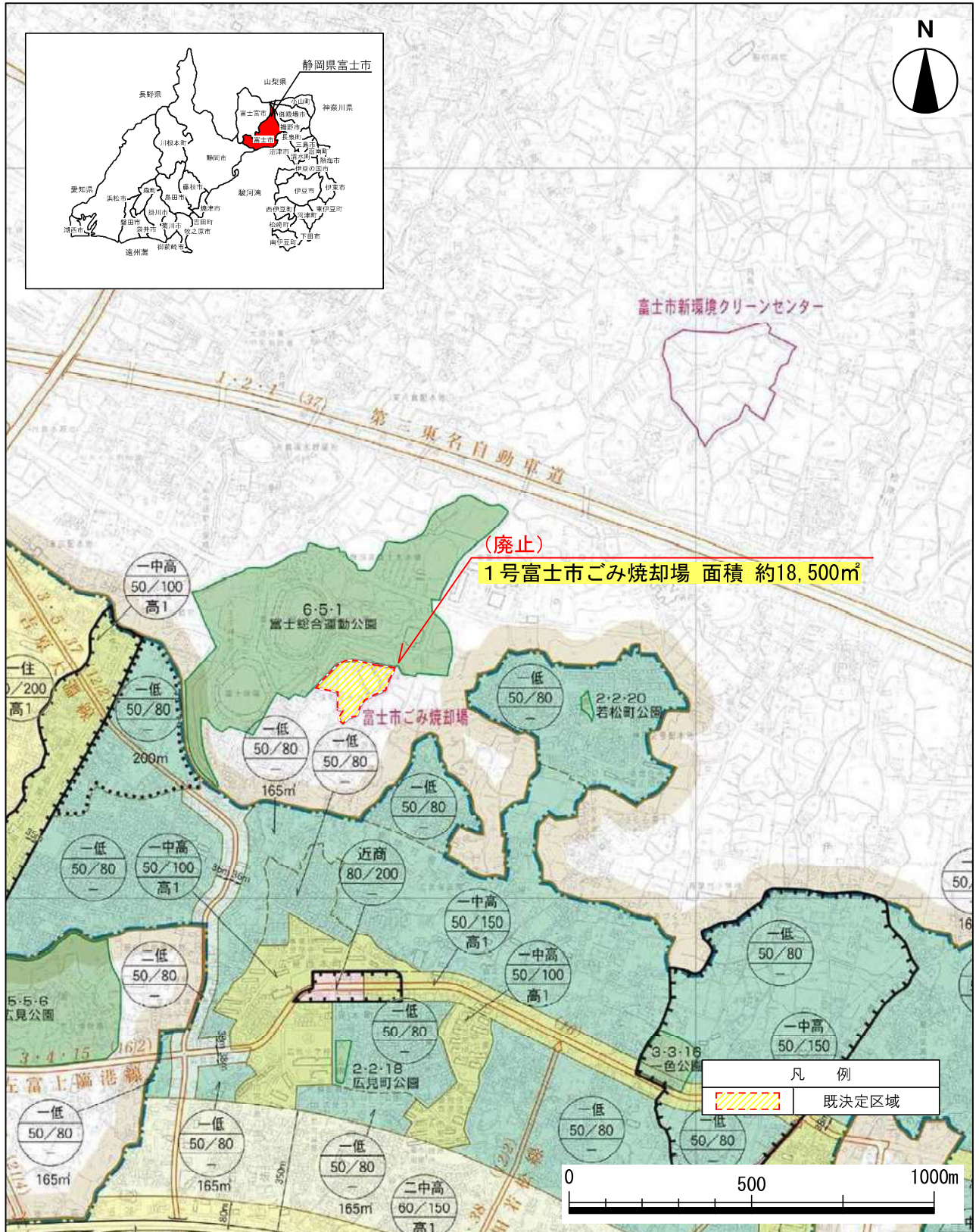
富士市決定

第 1 号議案附図

No. 1

位置図

S=1:15,000





岳南広域都市計画ごみ焼却場  
 (一般廃棄物処理施設)の変更(廃止)  
 1号富士市ごみ焼却場

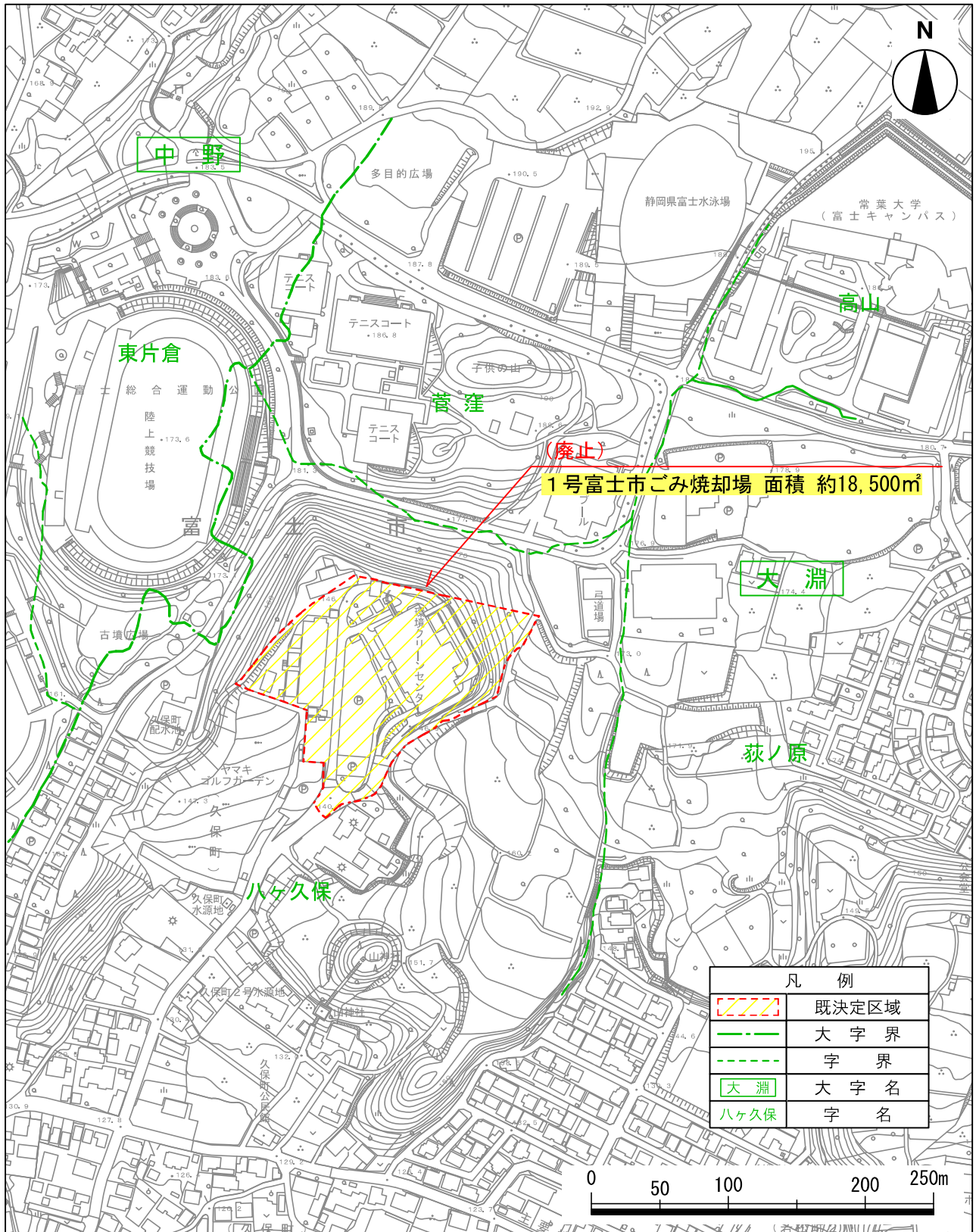
富士市決定

第 1 号議案附図

No. 2

拡大図

S=1:4,000



## 岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更に係る経緯

### 1 説明会等の開催状況について

#### <説明会>

日 時	場 所	対象者	参加者	備 考
令和5年10月17日(火) 15:00～	富士市役所	市民	2人	
令和5年10月17日(火) 19:00～	富士市役所	市民	0人	
計			2人	

#### <公聴会>

日 時	場 所	備 考
令和5年11月27日(月) 15:00～	富士市役所6階第一・二会議室	公述の申出がなかったため、公聴会は開催しませんでした。

### 2 変更案に関する縦覧状況について

期 間	縦覧者	意見書の提出状況
令和6年2月15日～ 2月29日	2人	意見書の提出はありませんでした。